



私たちにできることから 81

環境対策課 ☎57-8508

# 不法投棄は犯罪です!!

法律で「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定められており、不法投棄は禁じられています。違反したら・・・5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。

## 不法投棄とは?

皆さんは、山間部の道路沿いや空き地、海岸や河川などに、テレビや冷蔵庫・家具・生活ごみなどが捨てられているのを見たことはありませんか。このように要らなくなったものを自分勝手にどこへでも捨ててしまうことを不法投棄といいます。

不法投棄は法律で禁止されており、決して許されない行為です。



## 不法投棄されないうために!

自分の土地に不法投棄されないうためには、まず自己防衛が必要です。不法投棄されて捨てた人が分からない場合には、基本的にその土地の管理者(土地所有者や使用者)がごみの撤去を行なうこととなります。土地の所有者や管理者の方は、不法投棄されないよう、より一層の適切な管理をお願いします。

- ・定期的に見回りをする
- ・こまめに清掃(下草刈り)をする
- ・防護柵の設置やネットを張る
- ・不法投棄看板を設置する

## 監視の目

- 香南市では、5人の環境監視員および市職員が監視パトロールを行い不法投棄現場などの状況把握と報告を行っています。
- また、日々の個人活動による状況報告や不法投棄物の除去作業などに参加協力しています。しかし、それだけでは不法投棄は無くなりません。
- 地域ぐるみで不法投棄に関する情報交換を行い、協力し合うことはとても重要です。
- 私たち一人ひとりのマナーと協力で不法投棄をなくし、私たちの大切な地球環境を守りましょう。



## 不法投棄重点監視区域

投棄者は法律により5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処せられます。

香南市 香南警察署

## 不法投棄防止看板を配布しています!

土地の管理者(土地所有者や使用者)が行う、ごみを捨てられにくい環境づくりを支援するため、『不法投棄防止看板』を配布しています。環境対策課または各支所へお問い合わせください。



絶対にダメ!!



たたいたり食事を与えないなど目に見えるものだけが虐待ではありません。心に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うこともまた虐待なのです。

# STOP! 高齢者虐待!

高齢者介護課 ☎57-8510

## 虐待の主な種類

### 身体的虐待

たたく・蹴るなどの暴力行為や、ベッドに縛りつけるなど

### 経済的虐待

年金や貯金を無断で使用する・財産を勝手に処分するなど

### 心理的虐待

怒鳴る・ののしる・無視するなど

### 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること・わいせつな行為をさせるなど

### ネグレクト

介護・世話の放棄・放任 食事を与えない・入浴させない・必要な受診をさせないなど



■加害者本人に虐待の自覚がない場合も少なくありません。高齢者が危険な状態に陥っていても、虐待の自覚がないこともあるのが特徴です。

例えば...



『夜中におもらしをされるといけないから水分は控えさせよう』

実は水分が不足して脱水症状になった



例えば...

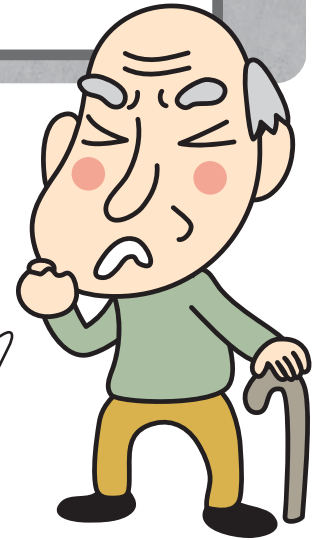


『勝手に外に出ていくといけないから部屋に鍵をかけておこう』

風も通らない部屋に閉じ込められ、食事の時にだけしか部屋から出ることができない



介護のやり方や病気への理解の不足から不適切な対応になって、本人のためになると思ってやりゆうことが実は虐待につながることもあるがよ...



## 【困ったときや異変に気づいたときは】

香南市地域包括支援センターへご相談ください。

☎0887-57-8511

◆通報者の秘密は必ず守ります。安心してご連絡ください。